



2026年4月1日

各位

会社名 ジェイドグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 裕輔
(コード番号：3558 東証グロース)
問い合わせ先 取締役兼管理本部ディレクター 高志 成俊
(TEL. 03-5465-8022)

「株式付与E S O P信託」の導入に関するお知らせ

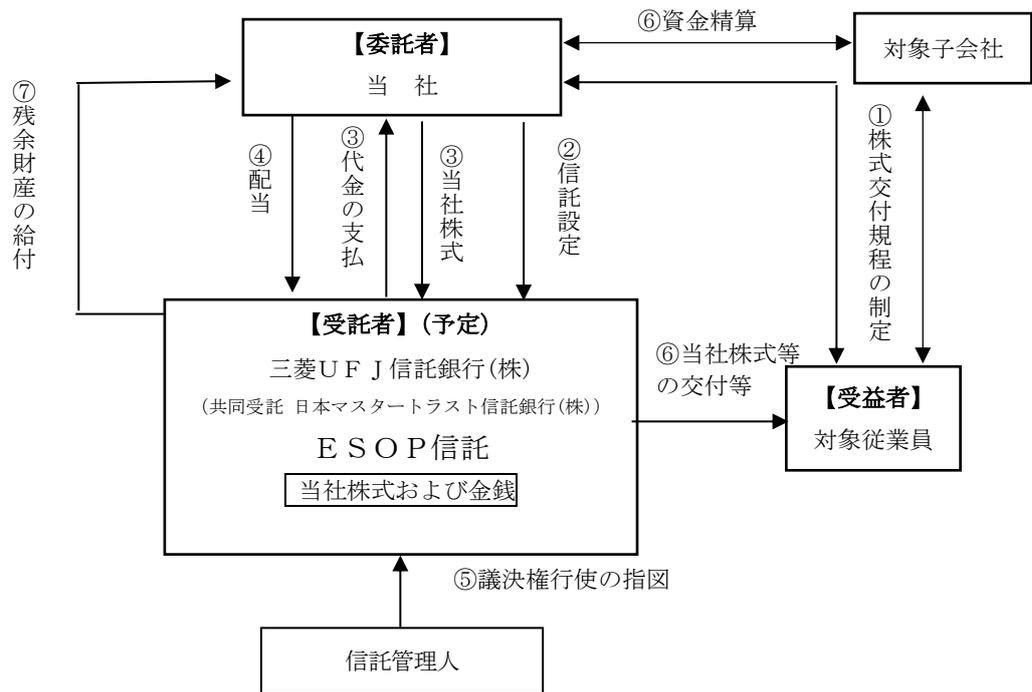
当社は、2026年4月1日開催の取締役会において、当社および当社の一部子会社（以下、「対象子会社」といいます。）の従業員（以下、「対象従業員」といいます。）に対して当社企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、従業員インセンティブプラン「株式付与E S O P信託」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

- (1) 当社および対象子会社は、対象従業員に対して当社グループの企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるとともに、当社および対象子会社において優秀な人材の確保および長期定着（リテンション）を図ることを目的として、本制度を導入いたします。
 - (2) 株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下、「E S O P信託」といいます。）とは、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブプランであり、E S O P信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する対象従業員に交付および給付（以下、「交付等」といいます。）するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社および対象子会社が拠出するため、対象従業員の負担はありません。
 - (3) 本制度の導入により、対象従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、対象従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である対象従業員の意思が反映される仕組みであり、対象従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。
- (※) 本制度の導入に伴い、300,000株（441,900,000円）の自己株式をE S O P信託に対して割当することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日発表いたしました「従業員向けインセンティブプランとしての自己株式処分に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社および対象子会社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ② 当社は委託者として金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する対象従業員を受益者とするE SOP信託を設定します。
- ③ E SOP信託は、信託管理人の指図に従い、②で抛出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ E SOP信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑤ E SOP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E SOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 株式交付規程に従い、一定の要件を充足する対象従業員に対して、当社株式等の交付等を行います。当社および対象子会社は、各対象子会社に在籍する対象従業員に対し交付等が行われた当社株式等の取得に要した金銭を、当社と各対象子会社間で精算します。
- ⑦ E SOP信託の終了時に受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属します。

(注) 信託期間中、E SOP信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、E SOP信託に追加で金銭を信託することがあります。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 対象従業員に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 対象従業員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦ 信託契約日 | 2026年4月15日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2026年4月15日（予定）～2033年4月末日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2026年4月15日（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、
当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 取得株式の総額 | 441,900,000 円 |
| ⑬ 株式の取得方法 | 当社（自己株式処分）から取得 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託留保金の範囲内とします。 |

以 上